

令和7年8月12日

令和7年度第5回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和7年8月12日（火曜日） 午後1時30分
2. 開会場所 柳川庁舎2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和7年8月12日（火曜日） 午後2時50分

4. 議案

- 議案第16号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 議案第17号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 議案第18号 贈与税の納税猶予に関する証明書の交付について
 議案第19号 地域計画の変更に係る意見について
 報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
 報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
 報告第17号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 木村 孝芳	6番 工藤 隆志
8番 齊藤 光朗	9番 澤田 今日一	10番 中村 美喜雄
11番 成田 貴吉	12番 西澤 清光	14番 野口 友子
15番 福士 修身	16番 堀内 俊春	17番 三上 紘史
18番 安田 昌樹	19番 山田 正樹	

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

7番 窪寺 洋志	13番 西塚 伸	
----------	----------	--

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	2番 赤田 千草	4番 工藤 隆正
6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一	8番 山田 五月
9番 川村 富子	10番 川村 忠則	11番 小泉 作郎
13番 石川 正光	19番 細川 隆雄	

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

3番 福士 博人	5番 木立 忠徳	12番 金井 直也
14番 奈良岡 和也	15番 野呂 正幸	16番 石村 英康
17番 猪股 康行	18番 出町 鉄昭	

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局局長	船橋正明	事務局次長	白取和子
事務局分室長	佐藤保	主 幹	相馬康宏
主 幹	古田正之	主 査	菊池亮氏
主 事	永井新平		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

それでは、青森市農業委員会農業委員の出席状況ですが、在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただいまから、令和7年度第5回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

15番福士修身委員、18番安田昌樹委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいまより議案審議に入ります。

議案第16号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

所有権移転が13件、賃借権設定が3件の計16件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから4ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人については労力不足又は遠隔地居住及び高齢のため、譲受人については、新規就農及び、経営規模の拡大のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付しているA3の資料「調査書」のとおりとなります。

なお、新規就農者の3件のうち、自家消費を主とした方の申請が2件ありましたので、営農計画書を資料として添付させていただいております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、所有権移転3ページの申請番号102番の●●●●●さんは新規就農の方で、申請者がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

(●●●●●氏 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●●氏

●●●●●と申します。よろしく申し上げます。申請に至った理由は、営農計画書を読まさせていただきます。昨年1年間、日本で昔から行われてきた農法の無肥料無農薬栽培を学んでまいり

ました。土、水、微生物、動物などの自然の循環の中から恵みを頂くということを学び、また、環境保全と食の安全につながるものであることに感銘を受け農業に携わりたいと感じました。

日本の食糧自給率の低さ、農業人口の減少も以前から懸念しておりました。非力ではありますが、私が農家になることで農業人口の減少問題に貢献することができますし、若者が将来農家を目指したいときに架け橋になれると思い申請に至りました。以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、秋谷委員。

○1番(秋谷進委員)

1番、秋谷です。●●さん、本日はご苦勞様でございます。3点ほどお聞きします。

まず、1点目です。無肥料無農薬栽培に取り組みたいということでございますが、1年間勉強したようですがどこで勉強したのかお知らせ願いたい。

○●●●●●氏

青森県弘前市の、葛原で岩木山の麓になるんですけども、無農薬栽培を30年実行している農家さんがいらっしやいまして、そちらで無肥料無農薬栽培を「自然栽培」と言うんですけど、自然栽培の農学校を6年ほど前から開いておりまして、そこで昨年と今年学んでおります。

○1番(秋谷進委員)

野菜とか作物はなんでしょう。

○●●●●●氏

野菜と田んぼコースもありまして、今年は田んぼコースをやっております。

○1番(秋谷進委員)

肥料とか農薬とかを全く使わない農法でしょうか。

○●●●●●氏

そうです。

○1 番（秋谷進委員）

全くゼロ。

○●●●●●氏

全くゼロです。

○1 番（秋谷進委員）

それで 30 年続けてやっているんですか。

○●●●●●氏

そうですね。

○1 番（秋谷進委員）

お名前は何という。

○●●●●●氏

●●●●●さんという方で、奇跡のリンゴの●●●●●さんわかりますでしょうか。

○1 番（秋谷進委員）

はい、わかります。

○●●●●●氏

あの方から直接指導をいただいて、30 年間やられている女性の方です。

○1 番（秋谷進委員）

例えば、堆肥とか有機質肥料なんかもやらないわけですか。

○●●●●●氏

自然栽培で、例えば米ぬかを肥料にしたりしている方もいらっしゃるんですけど、私が学んだのは全くかけたり、添加したりしないです。

○1 番（秋谷進委員）

農薬も。

○●●●●●氏

はい。

○1 番（秋谷進委員）

例えばね、病害虫を防ぐためにマリーゴールドとか植えて防ぐという方もいますけども、そういうのは。

○●●●●●氏

マリーゴールドはやっていないんですが、例えば近くにネギを植えると虫除けになるですとかそういった方向での虫除けはしていますが、たとえば酢を散布したりとか、そういったのもしないです。

○1 番（秋谷進委員）

酢も散布しない。

○●●●●●氏

はい。

○1 番（秋谷進委員）

酢酸散布とかする農家さんもいますけど、そういったこともしていない。

○●●●●●氏

やってないです。

○1 番（秋谷進委員）

だいぶ立派なものも穫れるものでしょうか。

○●●●●●氏

でも、そんなにスーパーで売ってるものと遜色はないです。少し小さかったり、不揃いなキュウリとかがありますけれども、遜色はないです。

○1 番（秋谷進委員）

売り先はどういったところになるのでしょうか。

○●●●●●氏

例えば、青森市で健康食品を販売するお店とかあるんですが、そちらの方に行きまして置いてもいいよと言ってはくれます。あとは、ネット販売でも考えています。

○1 番（秋谷進委員）

ネット販売ね。

○●●●●●氏

はい。

○1 番（秋谷進委員）

非常にうまくやっている方だと思います。ただ、ちょっとしたトラブルも起きる時もあるんですよ。無肥料無農薬でやった場合に、病害虫、病気とか、害虫きたら発生する。そして、隣の方に進行していったトラブルが起きているという話も聞いたことがございますが、その辺は弘前の方はなかったですか。

○●●●●●氏

皆さんご存じかとは思いますが、肥料をあげると虫がつくというシステムになってますので、例えば私の先生ですと、30年肥料や農薬あげてないので、虫の害はそんなにないです。

私の場合は、去年まで慣行栽培をやっていた田んぼなので、土の中に肥料成分が恐らく残っておりますので、3年間から長くて7年間くらいは肥料成分取れるまで時間かかりますが、その間もしかしたら肥料に虫が集まってくることもあるかもしれません。今のところはないですが、例えば雑草を生えっぱなしにしてたとか、そういったのだとカメムシとか発生してきますので、そこら辺はしっかり除草作業をして綺麗にして耕作しています。

○1 番（秋谷進委員）

成功を祈っております。

○●●●●●氏

ありがとうございます。

○1 番（秋谷進委員）

ありがとうございました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に、質問、意見ございませんか。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

5年後、1町歩の作付けになっていますけども、それを60kgで割り返すと50俵になっていますが、無肥料は草取りもしないんですか。

○●●●●●氏

田んぼの草取りはします。

○5 番（木村孝芳委員）

どうやって。

○●●●●●氏

除草機というのがありまして、混合油で動く物なんですけれども、それを使って除草作業します。

○5 番（木村孝芳委員）

それでやって1反歩あたり5俵くらいの。

○●●●●●氏

そうですね。

○5 番（木村孝芳委員）

普通の田んぼ栽培の半分くらい。

○●●●●●氏

そうですね。田んぼ栽培、1反歩10俵って聞いていますけども、だいたい私の先生だと6俵くらい。秋田県の大規模農家だと8俵から9俵程度と聞いています。なので、5俵で控えめに計算しています。

○5 番（木村孝芳委員）

それと、今現在は4反歩だけでも田んぼとしてやるのは2000㎡2反歩なんですよ。

○●●●●●氏

そうです。

○5 番（木村孝芳委員）

あと、残りの8反歩はどこで借りる予定なんですか。

○●●●●●氏

私が、今取得しようとしている田んぼが4反歩ありまして、今年は学びながらなので2反歩だけ作付けするんですけど、来年は4反歩、あと高田地区で耕作放棄地だったり、あと売りたいと言っている方もいらっしゃるようなので、そこで1町はいけると思います。

○5番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に、質問、意見ございませんか。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、安部委員。

○2番（安部浩一委員）

2番、安部です。2点ほど聞きたいんですけど、まず第一に、無農薬栽培にする●●さんの農業に対するメリットは何なのかと、栽培には水は必ず必要ですよ。今言ったのは、弘前の●●さんとかは岩木山の麓でやるっていうんですけど、今の●●さんがやるのは高田ですよ。

○●●●●●氏

はい。

○2番（安部浩一委員）

高田の水は、地下水なんですか。それとも、併用してる用水路から引くんですか。

○●●●●●氏

入内川流れてまして、私の田んぼはその川から引っ張ってくる水路になっています。

○2番（安部浩一委員）

ということは、酸性の強い水ですよ。確か。途中で、石灰水で中和して酸性を弱めてるんですけど、肥料使ってる農家さんと併用して使うってことでしょ。

○●●●●●氏

中和しているのは今初めて聞いたんですけども。

○2 番（安部浩一委員）

酸ヶ湯からと下湯からと温泉水が流れ込んで、悪水ってわけじゃないんだけど、酸性が強い水で、それを上流で石灰水で希釈して酸性を弱めて出してるんですよ。そういう中で無農薬ってどうなのかなって。一番肝心なのは水だと思うんですよ。水の良し悪しで収量も上がるだろうし下がるだろうし、秋田の方で8俵ぐらいって話ありましたが、水が全然違います。中に入っているミネラル分が違うので、同じ形でも、同じ土俵ではないと思うのでそこら辺はどうなのかなって。今、無農薬にする未来の担い手の手本になりたいってことですが、そろばん弾いたときに、じゃあ本当にやっていけるのかなって。理想だけでは、なかなか難しいところもあるんですけども、そこら辺はどう考えてるんですか。

○●●●●●氏

まず、水の件ですけども、水量とか日当たりとか風の通り方とか、そこも一律同じとは言えないです。その土地の土地柄とかもありますので、私が取得しようとしている田んぼは結構水が豊富で、今水不足だと言われますけども、そこまで困ってはいません。

水も大事なんですけども、ポイントになるのが土づくりのところが非常にポイントになってまして、水を引く前から乾燥好気性の菌、空気が好きな菌を増やす作業をして、土を肥やしてあげることで、稲が育つように手助けをしている状態です。

あとは、私にとってのメリットは何なのかっていう質問ですけども、無肥料無農薬で販売することで、それをニーズとしているお客様も一定数いらっしゃいますし、今は特に健康問題ですか食の安全問題が非常に意識が高まっています。私、収穫できたら先程言ったお店で販売してもらおうと思ったんですけども、私の知り合いですとか親族ですとか友達ですとか、結構引き合いがありまして、私が食べる分引くとちょっと店舗で売れる分ないかなっていう、2反歩しかやってないのがありますけど、そういう意識も高まっていますので、食の安全の部分が提供できるのと、地球の環境問題に貢献できるのと、日本の食糧の自給率、耕作放棄地の問題を改善できるという、色々なメリットが私にはあって、それでやってみたいと思いました。

あと、収入の部分ですけども、私5年後米1キロ1,000円っていう単価にしたんですが、私の先生はもっと高く売ってます。7反歩、8反歩やって、もう今年売る分はないって言ってるくらい売れておりますので、1,000円で比較的控えめにつけた単価ですけども売れると思っております。

○2 番（安部浩一委員）

最後に一つあるんですけど、私の知り合いで滋賀県で40ha無農薬栽培、全部で270haやってるんですが40ha無農薬で5年かけてやっていました。あと、姫路で揖保乃糸ってご存じですよね。そうめんやってる。あそこの息子さんが無農薬でやってました。でもやめました。いい環境の中でやってましたけどやめました。やめたには色々理由があるんですけど、最終的にはコストダウンですよね。数字、金額をはじいた時に手間ですよね、若いうちはいいけども、無農薬ってなかなか難しいのよ。ちょっと前なんですけど今も続けてますけど、土壌で無農薬に変わる土壌菌を

使って北海道の美唄市でやっている田んぼから菌をいただいて栽培して、今県のエコファーマーの認定もらってるんですけど、そういうやり方もあってもいいと思うんですよ。

こだわるんでなく長く農業やって、地道な活動をやっていく中でそういうのも考えながらやってみてもいいのかなってところもあるので。これはアドバイスなので。

○●●●●●氏

はい。ありがとうございます。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、●●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

(●●●●●氏 退場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

続きまして、5ページの賃借権設定 申請番号 111 番の審議を行うにあたり、安部浩一委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(安部浩一委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

安部委員を入场させてください。

(安部浩一委員 入場)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、木村委員。

○5番(木村孝芳委員)

2ページでよろしいですか。2ページ、3ページ、4ページで。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、そうです。

○5番(木村孝芳委員)

あの、99番なんですけど、これについては私も小泉委員と一緒に現地を確認したところ、現地が
です。木が3本ほど生えていまして、草刈りもまったく行われてないような状況でございます。

これについてちょっと事務局にお伺いしますけども、これはパトロールでは黄色になってると
か赤になってるとかどれになってるんですか。

○事務局

この土地についてはパトロールの確認場所ではなかったもので、保全管理地という扱いになっ
ております。不耕作であるのは確認してはおりますけども、パトロールで色を塗ってる場所では
ないです。

○5番(木村孝芳委員)

保全管理であれば草刈りはしてるってことなんですか。

○事務局

基本的には、我々としても指導が必要なところではあります。

○5 番（木村孝芳委員）

現場見た時は草刈りしてませんでした。

○事務局

そうですね。

○5 番（木村孝芳委員）

あの何十年にもわたっても草刈りしないと思いますよ。

○事務局

何十年かどうかは。

○5 番（木村孝芳委員）

木が生えてるってことは木の年輪見ればわかりますよ。

○事務局

はい。

○5 番（木村孝芳委員）

不耕作としての理由ってなんなんですか。

○事務局

不耕作とはしてないです。

○5 番（木村孝芳委員）

保全管理。

○事務局

保全管理。

○5 番（木村孝芳委員）

保全管理の理由はなんですか。

○事務局

不耕作ではあるんですけど草刈り等をして管理していくべき土地。

○5 番（木村孝芳委員）

その 1 件だけじゃなくてですね、あの先月パトロールで事務局の職員が赤とか緑とか黄色で対象地で各委員の方も見てるとは思いますけども、これについては私賛成とか反対とかそういうつもりはないんですが、今これだけ草刈りもしない放棄地が非常に多くなっている中で、むしろどういう風にして再生して農地として耕作できるようにするのかっていうのは非常に注目して見ているんですよ。

この申請にあたっては、労力不足のためってことで譲渡人はですね。譲渡人は 7,585 m²くらいの土地があって 1,314 m²を譲り渡すことによって残りは改善できるんですか。

○事務局

売却される方なんですけれども今 67 歳 68 歳ということで、ちょっと高齢に差し掛かってくることになるんですけども、徐々に減らしていく方向にあるということです。

○5 番（木村孝芳委員）

それでも●●●●さんっていうのは農業政策課の人・農地プランには載っているんですか。

○事務局

地域計画には載っているとは思いますが、プランの方は農業委員会の担当ではないので把握しておりません。

○5 番（木村孝芳委員）

地域計画には載ってる。

○事務局

地域計画は農地持っている方皆さん載ってますので。

○5 番（木村孝芳委員）

草刈りしてない農地もあるんでね。どういう風にして農地を再生していくのか非常に興味持っていて見るんですよ。その辺は事務局の審査も対象じゃなくなるんですよ。

○事務局

次に買われる方が耕作するかどうかという判断になってきますので次に買う●さんが 3 条の許可が下り次第草刈りして伐根、木を切って伐根していくという話を聞いておりましたので、であ

ればいいのかなという判断しておりました。

○5 番（木村孝芳委員）

その●さんは 3,500 m²は何に使うんですか。

○事務局

35,000 ですけども、ほぼ 34,000 くらいは田です。水田です。

○5 番（木村孝芳委員）

残りは。

○事務局

畑です。

○5 番（木村孝芳委員）

この、畑どこにあるの。

○事務局

はい、お答えします。駒込の深沢にあります。ここに合計で。

失礼しました。所有者の方でした。

野木野尻に畑がございます。野木野尻に 450 m²。

○5 番（木村孝芳委員）

450 m²ってことは 3 倍強の土地を今増やすってことですよ。

○事務局

はい。

○5 番（木村孝芳委員）

そうすると上野からは月見野までは 25 分から 30 分かかるんですけど、往復 1 時間かかるんですよ。

○事務局

はい。

○5 番（木村孝芳委員）

それでも買うと。事務局の書類では、畑もやっているということ。

○事務局

はい、そうですね。通ってきて作業するという風にお聞きしています。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（質問なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

本案についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 17 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

本案は、農地の転用を目的とした農地法第 5 条の許可申請であり、その内訳は賃借権設定が 1 件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に「議案第 17 号 関係資料」と記載している資料をご覧ください。

申請番号 6 番、申請地は 1 筆、賃借人、賃貸人及び転用目的は記載のとおりです。

○事務局

今、福士会長の方から確かアメリカだっていう話でしたが、事務局ではそこは把握しておりませんでした。

あと、会社の名前ですが浪岡地域活性化基金、浪岡に住所がある訳ではございません。

○1 番（秋谷進委員）

今の、浪岡との何か関係はありますか。

○事務局

関係。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

これの上に親会社があるわけさ、で親会社が各地区で青森に限らず秋田とか岩手とかでもソーラーパネルの事業を営んでるわけ。そこで、責任を親会社にいかないように合同会社で地区地区で名前をとって基金を作ってやってるんです。これ親会社の問題なんですよ。この上に親会社がある訳さ。本社は東京になってるけど、浪岡で事業を営んでると浪岡、秋田だと秋田森吉なんとか基金ってこうやってる。だから本来はこの場合は親会社も本当はつけてもらえれば、皆さんわかりやすいと思うのさ。これ子会社で分社化してると、わかりづらくなってると思います。これの親会社って至る所でソーラーの事業をやってるわけさ。北海道もそうだし、九州もそうだしだ。得体が知れないというかそういう会社なんですよ。事務局もわかんないとは思いますが、そういう会社です。

○事務局

ありがとうございます。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいですか。

○1 番（秋谷進委員）

ありがとうございました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

はい、成田委員。

○11 番（成田貴吉委員）

安部委員の話、よくわかりました。そうすれば、浪岡の社団法人になってるので、たぶん全部履歴事項取れると思うんですけども、それは取ってありますか。

○事務局

あります。

○11 番（成田貴吉委員）

もし良かったら、次回の総会でもいいので、どういうのを書いているのか。私あとで見に行きます。

○事務局

わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に議案第 18 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

農地に関する贈与税の納税猶予を受けている方は、3年ごとに所轄の税務署に対して、継続の届出書とともに、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を提出することになっております。

このことから、納税猶予を受けている農地について、所有者からの証明願に基づき、事務局において農地台帳、耕作状況及び農業所得の税務申告の有無について確認を行った結果、農業経営を行っているものと判断しております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

本案について、納税猶予を受けている農地の所有名義人が、当該農地において農業経営を行っていることを承認し、証明書を交付することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、証明書を交付することに決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、議案第19号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案につきましては、担当課である農業政策課にお越しいただいておりましたのでご説明いただきます。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、地域計画の変更に係る意見について説明をお願いいたします。

○農業政策課 齊藤主査

農業政策課の齊藤と申します。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、地域計画の変更案ということで、先月も申し上げた通りなんですけども、審議していただくポイントとしましては、申出のあった土地に関しまして、地域計画から除外しても農地の集積や集約化に影響があるかどうか、ということがポイントになります。そうすれば、資料の方見ていきます。1ページ目です。地域計画の変更こちらが今日3件ありまして、3件とも浪岡地区になります。

1枚目が浪岡地区なんですけども、概要を先に説明させていただきますので9ページをご覧くださいませでしょうか。申出の概要なんですけども、整理番号1番、申出者は浪岡字淋代の●●●●●●●●●●さんになっています。申出地なんですけども、五本松平野●●●●●●●●●●と●●●●●●●●●●の合わせて1,048㎡になっています。変更内容なんですけども、地域計画から除外するという事です。申出理由なんですけども、この土地を売却した後買主が自宅兼事務所の建築および駐車場を造成します。地域計画の変更を認めた理由なんですけども、この場所が農業振興地域内農用地区域外であり、住宅に隣接しておりまして、周囲の土地利用状況からみて、農地の集団性や効率的な利用、担い手の利用の集積等に支障を及ぼす恐れがないと認められることから、農業政策課の方で変更の必要な理由を認めました。農地転用の見込みなんですけども、事前に農業委員会に相談しており、地域計画変更申出の時点で転用の見込みありとのことでした。その他に関しましては、買主は電気工事業を営んでおります。続けて審査表の方は3つ全部説明します。

次に、整理番号2番の方なんですけども、こちら申出者が浪岡の増館にある運送会社の三喜運送の●●●●●●●●●●さんという方から申出がありました。申出地が、増館の若柳●●●●●●●●●●以下6件になります。合計が1,788㎡になっております。変更内容なんですけども、こちらも地域計画からの除外ということで、申出理由が運送業を営んでおり、手狭になったため駐車場を造成するという事です。地域計画変更を認めた理由としましては、農業振興地域内農用地区域外であり、住宅に隣接しており、周囲の土地利用状況からみて、農地の集団性や効率的な利用、担い手の利用の集積等に支障を及ぼす恐れがないと認められるためです。農地転用の見込みなんですけども、事前に農業委員会に相談しており、地域計画変更申出の時点で転用の見込みありとのことでした。その他に関しまして、土地所有者である2名からは地域計画の変更及び農地転用許可申請手続きについて承諾を得ています。

続いて、10ページに移りまして、3件目の内容としましては、申出者が浪岡樽沢字村元の●●●●●●●●●●さんになっております。申出地は浪岡樽沢村元●●●●●●●●●●、82㎡になっています。変更内容は地域計画からの除外になります。申出理由は認定こども園を営んでおり、駐車場はあるものの、職員と保護者が両方使っておりまして、保護者の送迎時は混雑して狭くなっているため職員専用の駐車場を造成するという事です。地域計画変更を認めた理由としましては、整理番号1番2

番と同じで、農業振興地域内農用地区域外であり、住宅に隣接しており、周囲の土地利用状況からみて、農地の集団性や効率的な利用、担い手の利用の集積等に支障を及ぼす恐れがないと認められるためです。農地転用の見込みなんですけども、事前に農業委員会に相談しており、地域計画変更申出の時点で転用の見込みありとのことでした。その他なんですけども、土地所有者からは地域計画変更及び農地転用許可の手続きについて承諾を得ているとのことでした。

1 ページ目に戻りまして整理番号 1 番についてです。こちらが、地区名が浪岡地区になっております。赤い字で書いてあるところが今回の変更になります。地目が畑ですので、畑の面積が 0.1ha 減ることになります。そして下の方に地域内の農業を担う者の一覧から、●●●●さんが利用しているところを変更後に削除されるということになります。

続いて 2 ページ目です。申出地がありまして現況の写真もついております。

3 ページ目が地域計画変更に係る土地の利用計画になっております。事務所とか駐車場とか自宅とかそういったものを建築する予定になっております。

続いて 4 ページ目です。これが案件の 2 番目、整理番号 2 番目なんですけども、こちらが女鹿沢地区になります。地目が田になっておりますので 0.18ha 分が削除される形になります。農業を担う者一覧から●●さんと●●さん、こちらの方が変更後に削除されることになります。面積なんですけど、経営面積 0.00ha と書いてあるんですけど、これは筆 1 つの面積が少ないので ha 換算して四捨五入すると 0.00 になってしまうということで、こちらの表記は 0.00 で表記させていただいております。実際は数平米なんですけど、こういう表記になります。

続いて 5 ページ目です。こちらの方が申出地になります。あとは、現況の写真になります。

6 ページ目に土地の利用計画、赤線で引いてあるところが今回の申出地になります。駐車場を造成するという事です。その下③なんですけども、③の土地利用計画を先にそのまま載せてしまいました。こちらの方を駐車場として利用するという事です。

続いて 7 ページ目です。こちらが整理番号 3 番ですが、地区としては野沢地区の変更になります。地目が畑ですので、こちらの方から変更になるということで 0.01 減るという形になります。農業を担う者一覧から利用者の●●●●さんが変更後に削除されるという形になります。

続いて 8 ページ目です。こちらの方が位置図と現況の写真になっております。土地の利用計画については先程申し上げた通り前のページですね、6 ページの③にあるように駐車場を造成するという事になります。

最後に 10 ページ目になります。この案件の今後のスケジュールということで、公告したり変更の決定がされて、転用許可申請を 9 月の締切までに提出するという流れになります。

地域計画の変更案については以上になります。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいま農業政策課から説明がありましたが、今回の地域計画が変更となった場合の農地転用許可基準について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、説明いたします。

まず、地域計画の変更に係る目標地図の素案について、農地転用が見込まれる農地があることから、その農地を除外した素案を決定して、市へ提出するものとなります。

農地転用の見込みについて、右上に「議案第 19 号関係参考資料①」と記載された資料をご覧ください。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、まず、立地基準については、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断しております。

第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可事由の一つに、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であって、第 1 種農地の場合「この農地以外の周辺の土地に設置することによっては、その目的が達成できないと認められるもの」という基準があり、本案件は、電気工事業を営む転用予定者の自宅兼事務所の建築及び駐車場の整備が目的で、五本松字平野の集落に接続して設置されるものであり、周辺にある非農地等の土地についても検討したが、申請地のほかに目的に供する土地がなかったことから、この事由に該当するものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容を精査いたしまして、地域計画が変更になった際の農地転用について、問題ないものと考えております。

続きまして、「議案第 19 号関係参考資料②」と「議案第 19 号関係参考資料③」は関連がありますので一括して説明いたします。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、どちらも第 1 種農地と判断しております。

第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可事由の一つに、「特別の立地条件を必要とする事業の用に供する場合」として「流通業務施設、休憩所、給油所その他これに類する施設」という基準があり、当該案件の目的は運送会社の駐車場及び倉庫であることから、同項目に合致するため、第 1 種農地の不許可の例外に該当し、許可をすることができるものと判断しております。

続きまして、「議案第 19 号関係参考資料④」について説明いたします。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、申請地は、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地、第 3 種農地のいずれの要件をも満たさないその他の農地と判断しております。

その他の農地の許可基準は第 2 種農地と同様とされていますが、第 1 種農地の例外許可事由に該当する場合は許可可能とされており、当該申請は第 1 種農地の例外許可事由の一つである「周辺居住者、事業者の施設等で集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可をすることができるものと判断しております。説明は以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいまの農業政策課及び事務局の説明内容について、質問・意見のある委員は述べてくださ

い。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

はい、秋谷委員。

○1番(秋谷進委員)

事務局にちょっとお尋ねします。今後、農地転用する案件はその前に地域計画の変更が出てくるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

はい、さようでございます。先に地域計画の変更をしたあとに転用の手続きに入ります。

○1番(秋谷進委員)

最初に、政策課の方に相談に行って地域計画の変更できるのか。まずそれを相談する。

○事務局

はい、その際に可能性として一時転用を事務局の方に一旦報告をさせていただきますけども、基本的にはまず農政の方に相談して計画変更の手続きをしてから転用へという流れになります。

○1番(秋谷進委員)

手続きが1つ増えたんですね。わかりました。

○事務局

増えたことになります。よろしく申し上げます。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

他に質問・意見がある委員はいませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、地域計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
次に、報告第14号を議題とします。
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用を目的とした届出が1件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
次に、報告第15号を議題とします。
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局
本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が5件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

- 議長(西澤清光会長職務代理者)
次に、報告第16号を議題とします。
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

- 事務局
本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が4件となっております。

- 議長(西澤清光会長職務代理者)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

- 各委員
(了承)

- 議長(西澤清光会長職務代理者)
次に、報告第17号を議題とします。
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

- 事務局
「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明が5件です。
なお、非農地証明書は同規定により交付済です。

- 議長(西澤清光会長職務代理者)
事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

- 各委員
(了承)

- 議長(西澤清光会長職務代理者)
それでは、その他に移りますが、皆さんから何かございますか。

- 各委員
(特になし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

他に事務局から何かありますか。

○農業政策課

地域計画の変更手続きについて

○事務局

東青地区農業委員会大会に関する事務連絡

○事務局

次回の月例総会は、9月10日(水)午後1時30分から、場所は「浪岡中央公民館1階大ホール」での開催となりますので、お間違えないよう、よろしくお願ひします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これをもちまして、令和7年度第5回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。